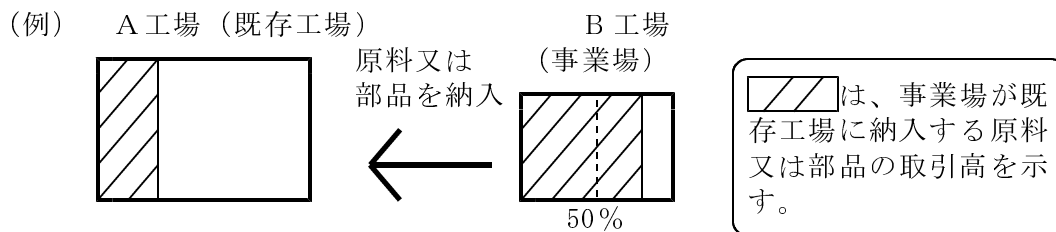


(2) 要件2(1)について

「既存工場に自己の生産物の50パーセント以上を原料又は部品として納入すること」とは、次の(例)のような関係にある既存工場と事業場との関係をいう。
(パーセントは、取引高の金額による。)



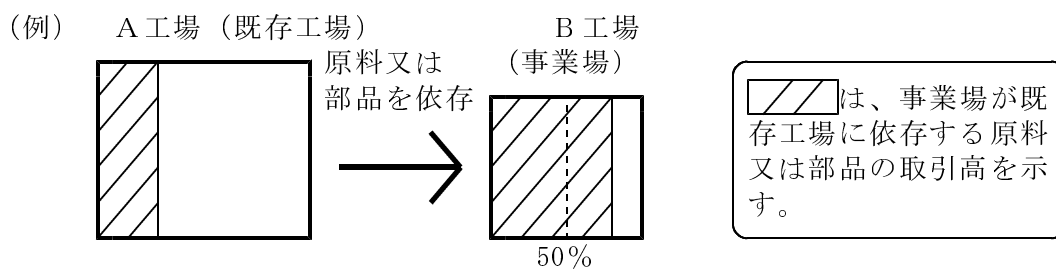
- ・ の割合は問わない
- ・ が取引高の50%以上を占める

※ A工場とB工場の関係は、次のような場合が考えられる。

- ア 甲社のA工場、乙社のB工場
- イ 甲社のA工場とB工場

(3) 要件2(2)について

「既存工場に自己の生産物に必要な原料又は部品の50パーセント以上を依存すること」とは、次の(例)のような関係にある既存工場と事業場との関係をいう。
(パーセントは、取引高の金額による。)



- ・ の割合は問わない
- ・ が取引高の50%以上を占める

※ A工場とB工場の関係は、次のような場合が考えられる。

- ア 甲社のA工場、乙社のB工場
- イ 甲社のA工場とB工場

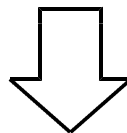
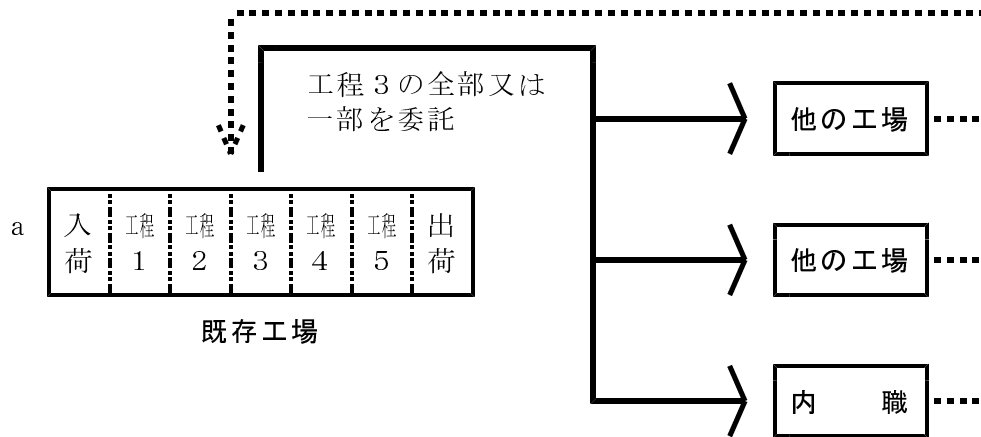
(4) 要件2(3)について

次の(例)のように、既存工場が現に委託している中間工程そのものを、「密接な関連を有する」事業とする。

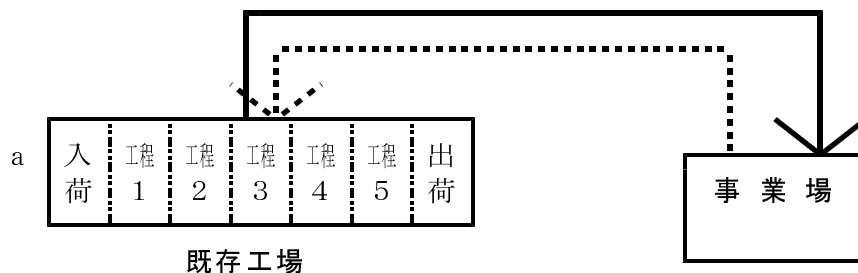
(例)

(既存工場と他の工場や内職との従前の関係)

既存工場から委託された工程(工程3の全部又は一部)を加えて納品



(既存工場と事業場との関係)



既存工場を運営している者自らが工程3の全部又は一部を既存事業の一貫生産として行うための事業場

※上図のaは製品又は部品を示す。

工程1～工程5は、aという製品又は部品の各製造工程を示す。

なお、既存工場における製品又は部品は一種類である必要はない。

(5) 留意事項エについて

具体的には次に掲げる書類を添付することにより、申請前における関連の実態を明らかにすること。

ア 原料又は部品の取引期間が申請時点において3年以上有していることを確認できる書類(法人税法第150条の2に規定する帳簿等)

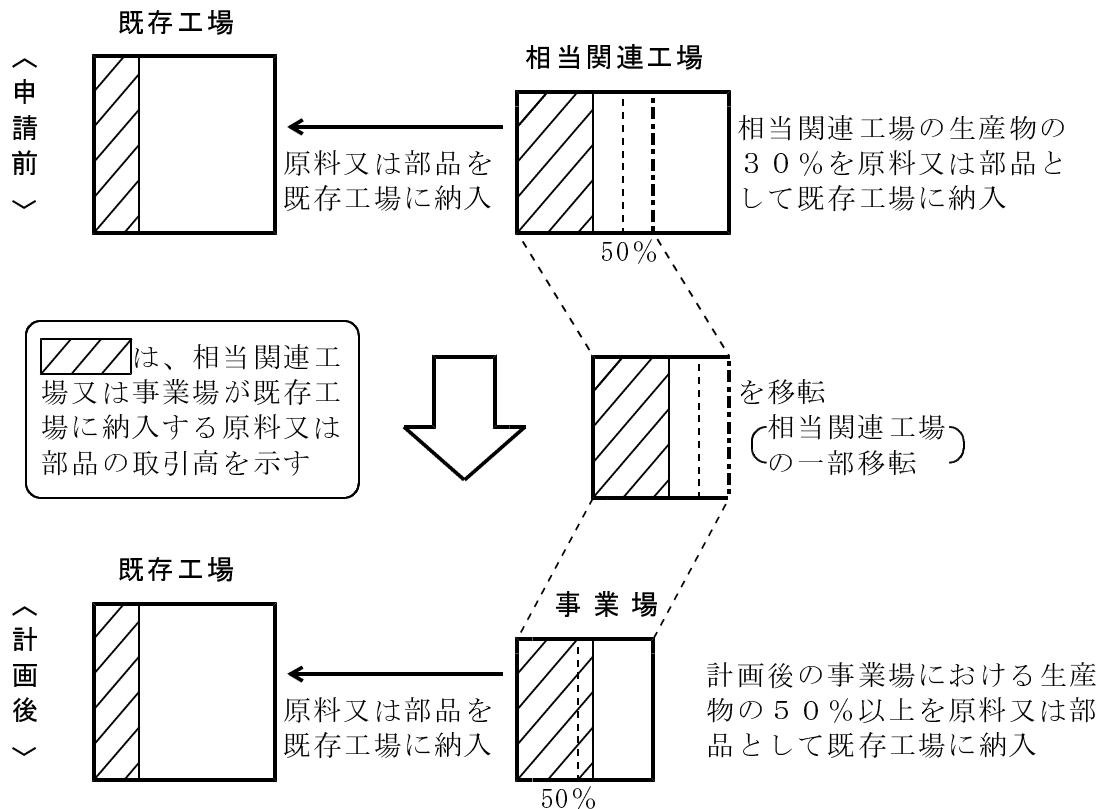
イ 既存工場に対して自己の生産物の原料又は部品を納入又は依存している割合を確認できる書類

(6) 留意事項エの「要件2にいう「密接な関連」は、原則として申請前にも有すること。」について

申請前は要件2(1)又は(2)に定める「密接な関連」を有していないが、次の(例)のように相当な関連を有する工場(以下「相当関連工場」という。)の一部移転により、計画後に「密接な関連」を有することとなる事業場に限り、例外的に要件2に該当することとする。

その場合、「相当な関連」を3年以上有する等、関連の実態を明確にすること。

(例)



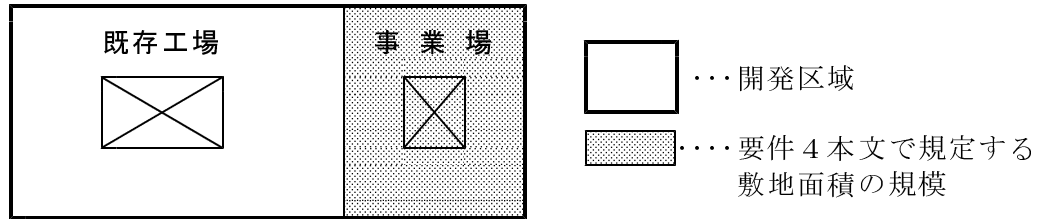
4 要件4について

(1) 申請に係る建築物が相当関連工場の一部移転の場合の要件4(2)「既存工場と密接な関連を有する工場の敷地面積の2倍以下」の適用については、原則として次の計算式により求めた面積以下であること。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\left(\text{既存工場に対し納入又は依存している原料等の取引高} \right)}{\text{相当関連工場全体の取引高}} \times \text{相当関連工場の敷地面積} \times 2$$

- (2) 留意事項キについて
本留意事項による規模の算定については、次の例を参照すること。

(例) 既存工場の隣接地に敷地を増設して事業場を建築する場合



5 要件5について

既存工場の隣接地の状況等が次に掲げる内容のいずれかに該当する等、やむを得ないと認められる事情があり、かつ、当該申請地において十分な緑化が行われる等良好な計画の場合は、既存工場の近接地において立地を認めることとする。

- (1) 物理的に隣接地に適地（未利用地等）がない場合。
- (2) 物理的に隣接地に適地（未利用地等）が存在しても他法令の規定に適合しない場合。
- (3) 隣接地で敷地増を図る計画よりも、近接地で行う計画の方が周辺地域の住環境上良好であり、かつ、交通安全上支障ないと認められる場合。

法 3 4 条 7 号「既存工場と密接な関連を有する事業の建築物等の用に供する建築行為」 提案基準 1 3 「既存工場の事業の質的改善」 提案基準 2 5 「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」及び 提案基準 3 2 「研究施設」 における工場又は研究施設の規模及び敷地計画	法 3 4 条 7 号 法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
--	--

立地基準編第 2 章第 5 節 [審査基準 2] (P25・P26)
 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 3 (P74・P75)
 提案基準 2 5 (P96・P97)
 提案基準 3 2 (P109・P110)

法 3 4 条 7 号、提案基準 1 3、2 5 及び 3 2 における工場又は研究施設の規模及び敷地計画については、次のとおり取扱う。

- 1 法 3 4 条 7 号 (要件 2 (3) に該当するもの) 及び提案基準 1 3 における敷地面積又は敷地増を図る場合の増加面積は「原則として 5 0 0 0 平方メートル以下」であることについて、次のすべてに該当し、やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。
 - (1) 既存工場の敷地面積が 5 0 0 0 平方メートルを超えるものであること
 - (2) 敷地面積又は敷地増を図る場合の増加面積が、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 法 3 4 条 7 号 要件 2 (3) の場合の敷地面積は、既存工場の敷地面積以下であること
 - イ 提案基準 1 3 において敷地増を図る場合の増加面積は、既存工場の敷地面積以下であること
 - ウ 提案基準 1 3 要件 1 (3) アの場合の敷地面積は、既存工場の敷地面積以下であること
 - エ 提案基準 1 3 要件 1 (3) イの場合の既存工場の敷地面積からの増加面積は、既存工場の敷地面積以下であること
 - (3) 計画建築物の施設内容等を勘案してこれにより難いと認められること
 - (4) 緑地 (※ 1) が開発面積 (敷地増を図る場合にあつては、増加面積) の 1 5 パーセント以上確保されていること
 - (5) 計画建築物の周囲に十分な空地を確保する等、周辺の環境に配慮された良好なものであること (増築の場合にあつては、既存部分を除く。以下本取扱いにおいて同じ)
 - (6) 環境の保全、周辺地域の状況及び将来計画 (※ 2) に照らして支障がないことが、市町村長の意見書により確認できること
- 2 提案基準 2 5 及び 3 2 (要件 1 (3) 又は (4) に該当するもの) における敷地面積は「原則として 5 0 0 0 平方メートル以下」であることについて、次のすべてに該当し、やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。
 - (1) 市町村が計画建築物の施設内容等を勘案してこれにより難いと認めることが、市町村長の意見書により確認できること
 - (2) 緑地 (※ 1) が開発面積 (敷地増を図る場合にあつては、増加面積) の 1 5 パーセント以上確保されていること
- 3 提案基準 3 2 (要件 1 (2) に該当するもの) における敷地面積は「原則として 5 0 0 0 平方メートル以下」であることについて、次のすべてに該当し、やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。

- (1) 計画建築物の施設内容等を勘案してこれにより難いと認められること
 - (2) 緑地(※1)が開発面積の15パーセント以上確保されていること
 - (3) 計画建築物の周囲に十分な空地を確保する等、周辺の環境に配慮された良好なものであること
 - (4) 環境の保全、周辺地域の状況及び将来計画(※2)に照らして支障がないことが、市町村長の意見書により確認できること
- (※1) 緑地計画については、「開発許可基準等に関する審査基準集(技術基準編)」の樹木の保存及び緩衝帯に関する技術基準にも適合させる必要があるもので、留意すること。
- (※2) 「将来計画」とは、市町村の総合計画等で想定される土地利用計画をいう。